

## 広島県牛海綿状脳症防疫対策連絡会議設置要綱

### 1 目的

牛海綿状脳症の防疫を図ることを目的として、関係機関の連絡調整を円滑に推進するため、「広島県牛海綿状脳症防疫対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### 2 所掌事務

連絡会議は、次の各号に掲げる事項について、その方策を協議し推進する。

- (1) 関係部局及び関係団体の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### 3 組織

- (1) 連絡会議は、会長、副会長及び会員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- (2) 前項の会員のほか、会長が必要と認めるときは、その都度関係室長を会員として指名することができる。

### 4 連絡会議

- (1) 会長は連絡会議を必要に応じ招集し、総括する。
- (2) 会長に事故のあったときは、副会長がその職務を代行する。
- (3) 会員は、必要に応じて会長に連絡会議の招集を請求できる。

### 5 庶務

連絡会議の庶務は、農林水産部畜産振興室・福祉保健部食品衛生室において処理する。

### 6 その他

この要綱において定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成13年9月13日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成15年11月4日から施行する。

広島県牛海綿状脳症防疫対策連絡会議構成員

| 所 属                |               | 職 名           |    |
|--------------------|---------------|---------------|----|
| 会長                 | 農林水産部農水産総室    | 総室長           |    |
| 副会長                | 福祉保健部衛生・被爆者総室 | 総室長           |    |
|                    | 農林水産部         | 畜産振興室         | 室長 |
|                    |               | 畜産環境室         | 室長 |
|                    |               | 芸北家畜保健衛生所     | 所長 |
|                    |               | 東広島家畜保健衛生所    | 所長 |
|                    |               | 福山家畜保健衛生所     | 所長 |
|                    |               | 備北家畜保健衛生所     | 所長 |
|                    | 福祉保健部         | 食品衛生室         | 室長 |
|                    |               | 東広島地域保健所      | 次長 |
|                    |               | 保健環境センター      | 次長 |
|                    |               | 食肉衛生検査所       | 所長 |
|                    |               | 広島市中央卸売市場食肉市場 | 場長 |
|                    |               | 広島市食肉衛生検査所    | 所長 |
| 福山市食肉衛生検査所         |               | 所長            |    |
| 全国農業協同組合連合会広島県本部   |               | 畜産部長          |    |
| 広島県酪農業協同組合         |               | 指導販売課長        |    |
| 広島県農業共済組合連合会       |               | 家畜課長          |    |
| (社)広島県畜産協会         |               | 専務理事          |    |
| (社)広島県配合飼料価格安定基金協会 |               | 常務理事          |    |
| (社)広島県家畜畜産物衛生指導協会  |               | 常務理事          |    |